

様式第2号（第5条関係）

令和3年12月6日

出張報告書

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町議会議員 鵜川和彦



このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 令和3年11月7日 ～ 令和3年11月8日
- 2 旅行先 京都府京都市下京区「京都経済センター」
- 3 目的 地方議会総合研究所
「予算書・決算書の見方をマスターする」
- 4 関係書類 別紙のとおり



上下水道事業の現状と課題

11月12日 (金) in 東京

同時開催！
オンラインセミナー

14:00~17:00

上下水道事業のあり方

地方公営企業の改革

1. 地方公営企業制度の概要
2. 地方公営企業法の歴史と理念
3. 地方公営企業としての水道事業
4. 地方公営企業としての下水道事業
5. 地方公営企業制度の課題

1. 地方公営企業の経営分析
2. 地方公営企業の経営戦略
3. 広域化・広域連携の事例
4. 官民連携の事例
5. 地方公営企業改革を
評価する視点



講師: **宇野 二郎** 【横浜市立大学教授】

2006年、早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程単位取得退学、修士（政治学）。札幌大学法学部専任講師、准教授、教授を経て、2018年から現職。専門は行政学。主な論文に、「これからの地方公営企業はどのように位置づけられるか」（『都市問題』第110巻第10号、2019年）など多数。

(株)地方議会総合研究所

お申込みはホームページからお願いいたします。

議会総研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<https://www.gikaisoken.jp>

参加希望講座のチェックボックスに
☒ をお願いいたします。

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ	シ カワ カズ ヒコ
お名前	鷗川 和彦
所属会名	栗山町議会
所属 お宛先	
ご住所	(〒)
TEL	() -
FAX	() -
E-mail	@

11月12日(金) 10:00 ~ 13:00 東京

上下水道事業の
あり方

11月12日(金) 14:00 ~ 17:00 東京

地方公営企業の
改革

※オンラインによる受講をご希望される方は、
チェックボックスに ☒ をお願いいたします。

☐ オンライン受講

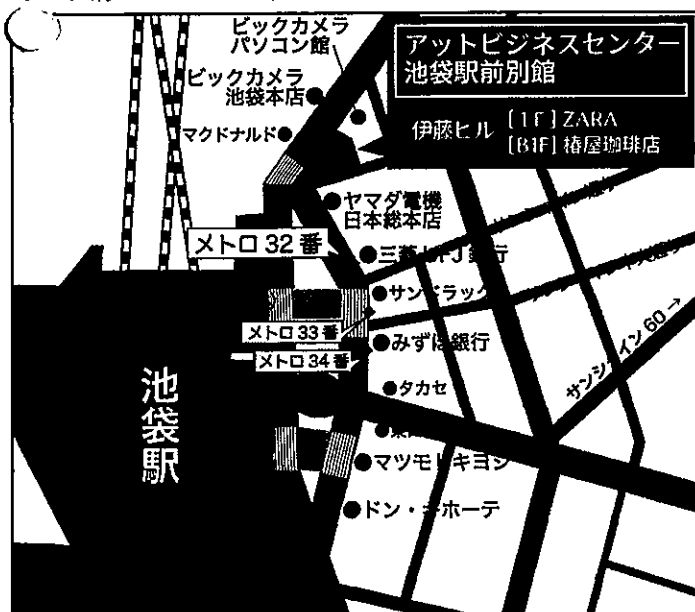
※オンライン受講ご希望の方は必ず Email をご記入ください。

★キャンセルは 7 日前までにメールまたは FAX にてご連絡ください。

※お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたは FAX にてご送付させていただきます。

※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。

※お一人様につき 1 つの講座の申し込みが必要です。1 つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。



受講料 各講座受講 15,000 円(税込)
2 講座受講 25,000 円(税込)

開催場所 アットビジネスセンター池袋駅前別館

JR 山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線
地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線
池袋駅東口地下鉄 32 番出口 徒歩 10 秒

お問い合わせ・事務局

※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧ください。

(株)地方議会総合研究所

112-0011 東京都文京区千石 2-34-6

<https://www.gikaisoken.jp>

TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

日 時	令和3年11月8日 14:00～17:00
視 察 先	(株) 地方議会総合研究所
調査事項	決算書の見方と効果的な審議手法
対 応 者	代表取締役 廣瀬和彦
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提言、課題など)	いつもながら先生の講義は、わかりやすいです。知らなかったことを列記すると①歳計剰余金の処分【地方自治法 233 条の 2】各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。又は普通地方公共団体の議会の議決により剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。したがって（今年度の）実質収支=前年度の実質収支+単年度収支{実質単年度収支+積立金取崩額-(積立金+繰上償還額)}になる。取り入れたいこととして、多摩市議会議会基本条例 9 条で決算と予算の連動根拠が書いてある。①議会は、決算審査に当たって、市長等が執行した事業等の評価を行わなければなりません。②議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を市長に明確に示さなければなりません。③市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。栗山町議会基本条例にも条文あるようにしたい。また、評価に関しては、実際には、利害関係者、すなわち事業が存在し運営されることで行政サービス、あるいは資金等のメリットを享受すら市民や団体、企業が存在し、見直しかけると非難、批判にさらされるが、耐えなければならない。